

埼玉県選挙管理委員会の会議の公開及び傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県選挙管理委員会規程（昭和23年埼玉県選管告示第2号）第13条の2の規定により、埼玉県選挙管理委員会の会議（以下「委員会」という。）の公開及び傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の公開)

第2条 委員会は原則公開で行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の議決を経ることで、委員会を非公開とすることができる。

- (1) 委員会において、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）第10条第1号に定める情報を取り扱う場合
- (2) 埼玉県選挙管理委員会が所管する異議の申出、審査の申立て及び訴訟に関する審理を行う場合
- (3) 委員会を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、審議等の目的が達成できないと認められる場合

(傍聴人の定員)

第3条 委員会の傍聴人の定員は、3名とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、定員を変更することができる。

(傍聴の受付)

第4条 傍聴の受付は、先着順とし、定員に達した場合には、受付を終了する。ただし、受付を開始した時点で傍聴希望者が定員を超えている場合には、直ちに受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、報道関係者であつて委員長が認めるものは、委員会を傍聴することができる。

(傍聴券の交付)

第5条 委員会を傍聴しようとする者は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、あらかじめ委員長の承認を受けたものは、この限りでない。

- 2 傍聴券には、自己の氏名及び連絡先を記入しなければならない。
- 3 傍聴券の交付は、1人1枚とする。
- 4 傍聴券は、交付当日の委員会に限り有効とする。
- 5 傍聴人は、傍聴券を改ざんし、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(傍聴券の返却)

第6条 傍聴人は、傍聴を終えた時は、速やかに傍聴券を事務局に返却しなければならない。

(会場への入場)

第7条 傍聴券の交付を受けた者が会場に入ろうとするときは、入口で傍聴券を職員に提示し、その指示に従って傍聴席に着席するものとする。

(傍聴券の提示)

第8条 傍聴券の交付を受けた者は、職員から求められたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(会場に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
 - (3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機の類を携帯している者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 酒気を帯びていると認められる者
 - (7) 次条各号又は第11条の規定に違反したことがある者で委員会の秩序を乱し、又は議事を妨害するおそれがあると認められる者その他委員長が当該行為をするおそれがあると認める者
- 2 委員長は、必要と認めるときは、職員に、傍聴人が前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させ、又は確認させることができる。
- 3 委員長は、前項の規定による質問又は確認を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席では、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語は慎み、静かに傍聴すること。
- (3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなど示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理

由により委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録画及び録音の禁止)

第11条 傍聴人は、写真の撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項の許可を得て撮影した写真、録画した映像及び録音した音声は、報道関係者を除き、出版物等に掲載し又はインターネットの利用その他の方法により公開してはならない。

(職員の指示)

第12条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

- 2 委員長は、委員会を非公開とするときその他委員長が必要と認めたときは、傍聴人を退場させるものとする。
- 3 傍聴人は、前2項の規定により委員長から退場を命じられた場合は、速やかに会場から退場し、傍聴券を事務局に返却しなければならない。
- 4 退場させられた傍聴人は、委員会を傍聴することができない。

附 則

この要領は、令和6年7月30日から施行する。

別記様式

傍聴券

受付番号： _____

氏名	
連絡先	

※ 委員会の開催場所から退出する際に、この傍聴券は御返却ください。

埼玉県選挙管理委員会